

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成27年1月15日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	高 木 順 子	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	新 崎 長 俊	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	瓜 生 容	（千葉地方裁判所刑事第1部判事補）
検察官	辻 好 隆	（千葉地方検察庁検事）
検察官	藤 本 育 子	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	青 木 達 也	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	畑 江 大 介	（千葉県弁護士会所属）
1 番	裁判員経験者	男
2 番	裁判員経験者	男
3 番	補充裁判員経験者	（欠席）
4 番	裁判員経験者	女
5 番	裁判員経験者	女
6 番	補充裁判員経験者	女
7 番	裁判員経験者	男

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

皆様、本日は、天候の悪い中、裁判所まで足をお運びいただきまして、本当にありがとうございました。本日の司会を務めさせていただきます高木と申します。当庁の刑事第1部というところで、裁判長を務めさせていただいております。本日は、皆様から忌憚のない御意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

皆さんのお話を伺った後、時間があれば、検察官、あるいは弁護士からも、経験者の皆さんに御質問等をしていただきたいと思いますと思っております。よろしく願いいたします。

最初に、自己紹介も兼ねて、皆様の方から、担当されました御経験を踏まえて、全体的な感想にも触れつつ、一言ずつお聞かせいただければと思います。

【1番】

こんにちは。全くの素人でしたが、2年前の6月に裁判員を経験させていただきました。

どういうふうなことを述べたらいいのか、戸惑いを感じていますが、どうぞお手柔らかにお願いいたします。

2年前のことを思い出すと、「そういうふうなこともあるんだな。」、「なるほどな。」と思うことがたくさんありました。確証的なものは、初めてなもので、分かりませんが、とにかく良い経験をさせていただいたと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

続きまして、2番さん、お願いいたします。

【2番】

裁判員として参加した時にメモを作っていたので、全体的な感想として、そのメモを読ませていただきます。

裁判員裁判に参加したのは、昨年の2月の終わりから3月の初めに掛けて五日間でした。審理が二日間、評議が二日間と判決があるので、合計で五日間の裁判でした。それから、今回担当した裁判の被告人は、合計6件の盗みを犯しており、被害者になった方が非常に多い裁判でした。

被告人、被害者の方、当事者だけではなくて、傍聴席にもたくさんの方が見えておりましたし、御家族の方、知人の方、配偶者といった関係者、御本人、当事者だけでなく、非常に多くの方が罪を犯したり、被害に遭われたということで、つらい思いをしたと感じました。

日常生活の中では、こういうことになかなか関わる機会がないので、初めての経験なんですけれども、非常に貴重な体験であると同時に、ちょっと悪い言い方をすれば、強制的に当事者になって、いっしょに参加した裁判員と裁判官との評議を通じて判決までたどり着かなければならないので、非常に多くのことを考えさせられて、感情的な部分を含めて、いろいろなことを思いながら、最終日の判決を迎えました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、4番の方、お願いいたします。

【4番】

よろしく申し上げます。

裁判員候補者名簿記載のお知らせというものを受け取った時に、私の周りには、裁判員を経験した方がどなたもいなかったもので、実際に呼ばれることはないんじゃないかなと思っていました。裁判員選任手続期日の呼出状を頂いた時に、私自身は、勤めておりますけれども、特にお断りする理由がなかったので、お断りはしなかったのですが、やはり選出されると、当日まで事件の内容も分からないし、私にできるかどうか、戸惑いとか不安が毎日のようにずっとのしかかってきて、実際にその日が来るまで、ドキドキしっぱなしでいました。今日も、まだ落ち着いていない状

態なんです。強姦致傷と強制わいせつ等の事件を担当させていただきました。今は、貴重な体験をさせていただいてよかったと思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

では、5番さん。

【5番】

たまたま、高木裁判長と、そちらにいらっしゃる裁判官の方が、私が担当しました殺人未遂事件の担当でした。懐かしくお顔を拝見しました。自分がこういう事件に携わるとは思っていなかったんですけども、参加してみて初めて、この制度に自分で納得がいったというか、良い経験をさせていただいたと思っています。

裁判員裁判に出席しなきゃいけないということで、仕事仲間と話をしたんです。皆さん、敬遠というか、「怖い写真見せられるんじゃないの。」っていう反応でした。実際に写真とかをある程度見ることもあるんですけども、それがトラウマになって何とかなるとかっていうことは、全くなくて、裁判そのものも、テレビで見ているような問答があるわけではないんですけども、良い経験をさせていただいて、良い勉強になったというのが素直な感想です。

【司会者】

ありがとうございます。

では、6番さん、どうぞ。

【6番】

国民の義務として参加し、自分自身の成長にもつながるかと思って参加いたしました。まさか自分に巡ってくるとは思わなかったんですけども、たまたまこういう経験をさせていただいて、よかったと思います。

ただ、先に謝っておかなければならないのは、この今日の意見交換なんですけれども、何で申込みしちゃったのかなって。自分自身、余り意見がないんです。最初に謝っておきます。

【司会者】

とんでもございません。お気付きの点，何でも結構ですので，ざっくばらんに気軽にお話しただければと思います。

【6番】

一応，電話して，「私，何にもあれがないんで，どうしましょう。申し込んだんですけど，よろしいんですか。」って言ったら，「いえ。率直な意見でいいんですよ。」って言われたんですけども，その意見も余りなくて，何で私がここにいるのか，反省しています。

【司会者】

いえ，とんでもございません。

それでは，7番さん，どうぞ。

【7番】

裁判自体は，去年の10月に参加させていただきました。事案を見ますと，私が担当した事件が，本日の参加者の中で，懲役としては，一番軽い裁判なのかなと思います。裁判を通して感じましたことは，日常生活でこういったことが起こり得る可能性があるので，注意しなければならないということと，被告人にもかわいそうな事情があったものですから，裁判は，やはり人の一生を左右するものだと思います。そういった意味では，すごく人生勉強をさせていただいたと思いますし，参加させていただいて本当にありがたく思っています。

司法というのは，三権分立の一つという大きな役割があると思いますけれども，そういった意味で，これからもどんどん司法の役割を頑張っていただきたいなと思ってまいりました。特にこれといった意見がないんですけども，こういった会に参加させていただくだけでも，ありがたいなと思いました。よろしくお願いします。

【司会者】

ありがとうございました。

司法へのエールも頂き，ありがとうございました。

皆さんからの話を聞いて、全般的な感想ということで、ちょっと言い足りなかったということがあれば、補足していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしければ、話題事項（別紙第2）というものをあらかじめお送りさせていただいていると思いますが、それに沿って進行させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

本日は、刑事事件の多くの割合を占める自白事件についての審理、評議、判決と、全般について御意見を承りたいと思っております。

御記憶に新しいかと思いますがけれども、法廷での審理は、まず冒頭陳述というものがございまして、検察官や弁護人がそれぞれの主張を述べたかと思えます。そして、証拠調べとして、証拠書類を見ていただいたり、証人や被告人の話を聞いていただいたりしたかと思えます。それが終わりましたら、論告、弁論ということで、検察官と弁護人が最終意見を述べたかと思えます。そして、評議ということで、裁判官と裁判員で結論に向けて話し合いが行われ、判決に至るという大きな流れとなっております。この流れに従って進めさせていただきたいと思えます。

まず、それぞれの手続について、例えば、皆さんが被告人の刑を決める上で、主張は分かりやすかったかどうか、証拠の内容は分かりやすかったかどうか、あるいは、検察官、弁護人、裁判官において、こういう点をもっと改善してほしいというようなことがあるかどうかを率直にお話しいただきたいと思えます。冒頭陳述につきましては、検察官と弁護人の双方からありましたけれども、これについては、どのような感想を持たれましたでしょうか。双方の主張が分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、こういう点を改善してほしいとか、そういったことは、ございますでしょうか。

【1番】

今、お話にありました審理の中で、冒頭陳述ということですが、やっぱり法律のプロの方がかみ砕いて、きちっと整理された内容で、私どもは、素人だから、「なるほどな。」の連発だけでした。結果的には、検察官の方も弁護人の方も、お互い

のディスカッションがすばらしいなと思いました。その中で、絶対に誘導されないようにと思っていたのですが、誘導されるような感じで、「さすが、プロ。」と感銘を受けました。ただ、それだけでございます。

【司会者】

ありがとうございます。

2番さんは、いかがでしょうか。

【2番】

冒頭陳述は、分かりやすかったです。完璧な事実に対して、やはり検察官と弁護人の方それぞれの立場から、その事実に対しての意見を述べられて、それぞれの立場からお話を伺ったのは、分かりやすかったです。検察官とか弁護人の方に対する要望とかは、何もございません。

【司会者】

ありがとうございます。

4番さんは、いかがでしょうか。

【4番】

法廷の中に入ることで初めてのことでした。緊張の中で始まり、必死に理解しようとする中で、目いっぱいでした。けれども、気持ちが落ち着いてきたら、裁判の進め方が分かるようになってきました。先ほどの方もおっしゃっていましたが、みんなに分かりやすいように話を進めていただいた感じがするので、よかったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

5番さんは、どうでしょうか。

【5番】

ちょうど前にいらっしゃる方が担当の検察官でいらしたんですけれども、すごく分かりやすかったです。あと、被告人の方のしゃべる声がものすごくボソボソ小さ

くて聞き取りにくかったんですけれども、その点、弁護士さんとか検察官の方のお話は、分かりやすく明解だったなとは思いました。あと、よく注意してくださって、「もうちょっとマイクを近付けてください。」とか、そういった形で言っていたので、そういった点も分かりやすく聞きやすかったと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

6番さん、いかがでしょうか。

【6番】

検察官の説明も、弁護人の説明も、何も分からない私でも分かりました。一つ感じたのは、この事件を起こした方は、強盗を何回か繰り返しているんですけれども、奪ったお金をパチンコですぐ使っちゃう方だったんです。検察官は、パチンコですぐに使っちゃうという話をすごくするんですけれども、弁護人は、パチンコで使ったことを言われなかったんです。弁護の仕方がいろいろあるんだろうと思ったんですけれども、不利になるからそういうことはお話しにならなかったのが、私は、ちょっと不思議に感じました。

【司会者】

弁護人の冒頭陳述では、パチンコでお金を使ったということについて、「そういう事実はないんだ。」という主張とか、あるいは「そうかもしれないけれども、それはこうなんだ。」という評価とか、そういう言及がなかったということなんですか。

【6番】

そうなんです。それで、検察官の方は、パチンコで使っちゃってって言うんです。パチンコで使ったんだろうと思うんですけれども、弁護の仕方とかがあると思うんですけれども、ありありと分かるようなことでも、刑とかそういうのに響くのかなって思いました。

【司会者】

では、ずっと気になってしまったということなんですか。

【6番】

はい。でも、自分は、法律のほの字も全然分からないんで、そういうことなのかなって感じたんです。

【司会者】

そうすると、今から考えると、弁護人の冒頭陳述にどうしてほしかったという気持ちですか。

【6番】

すみません。そういうのは、全然なくて、ただ、率直に、もう分かっているようなことでも、不利になるようなことは話さないのかな、そういうのが裁判なのかなって思いました。

【司会者】

分かりました。最後に、弁護人から弁論をお聞きになりましたよね。そこでは、そのパチンコで使った、使わないっていう話について言及されましたか。

【6番】

出なかったと思います。何しろ何も知らないので、こういうことなのかなって自分で思った感想です。

【司会者】

分かりました。ありがとうございました。

では、今の点も、もし思い出されましたら、後で触れていただければと思います。すみません。どうぞ、7番さん。

【7番】

私の担当した事案は、傷害致死で、皆さんに比べれば、軽い方だったと思うんです。裁判の審理の流れとしましては、検察官の方や弁護人の方や裁判官の方、全ていい人ばかりでした。素人の私にも、詳しく分かりやすく話していただきました。いろいろ分からないことがあった場合には、質問すると、丁寧に教えてくれまして、

すごく分かりやすかったです。

他の方々の事件の方が結構大変な事件だったようなので、それは、私としては分からないんですけれども、私の傷害致死の場面の範囲内で思ったことは、証人としてお母さんの陳述があったんですけれども、体調がちょっとよろしくなかったのかもしれないけれども、ちょっと少なかったかなと感じました。もうちょっとお母さんの御意見をお聞きしてみたらどうかなと思いました。それが結構重要だったかなと、今になって思います。

【司会者】

ありがとうございました。

被告人のお母さんの証言のことにつきまして、また証拠調べのところで、こんなふうに質問してもらった方がよかったとか、こんなことを質問してもらったらよかったなとかいうことがございましたら、言及していただければと思います。よろしくをお願いします。

【7番】

はい、よろしくをお願いします。

【司会者】

今、結構分かりやすかったと絶賛していただいている方の方が多かったんですけれども、そうは言っても、こういう点は改善した方がよいというような点は、ありますか。

例えば、パチンコの話がありましたけれども、検察官と弁護人のそれぞれの事件についての見方があると思うんですけれども、「この事件は、こんな事件なんだよ。」とか、「この事件は、こういうふうな事件だと見ているんだよ。」とか、そういうことは、冒頭陳述の中で説明がありましたか。また、パチンコの話になって申し訳ないんですけれども、例えば、担当された事件では、検察官としては、「パチンコでお金を使っちゃうので、こんな犯罪を起こっちゃうという見方をしているんだよ。」というところを、弁護人は、「いやいや、こういう事情があって、こう

いう犯罪をしちゃったんだよ。」とか、あるいは傷害致死の方であれば、検察官は、「こういう事情の下でこういう犯罪をして、こういう事件だと思っているんだよ。」とか、弁護人としては、「いや、もっと被告人側にもいろいろ事情があって行った、こういう事件だと思っているんだよ。」とか、何かそういう見立ての違いとか、そういうのは、冒頭陳述で現れましたか。

はい、どうぞ。

【7番】

見立ての違いというのはないんですけれども、3人の証人尋問があったんですけれども、その一番最初がお母さんだったんです。そのお母さんの場合、ちょっと体調不良もあったんですけれども、もうちょっと聞いてあげれば、お母さんの意見がもっと反映されたのかなというふうに思いました。

【司会者】

他の方々は、検察官と弁護人で、それぞれどこの主張が対立しているのか、分かりましたか。検察官は、こういう主張をしているんだけど、弁護人は、こういう主張をしていて、そこが双方の違いなんだというようなことが浮き彫りになっていたという感じがありますか。それとも、双方の言うことが、どこら辺で主張が違うんだか、よく分からなかったという感じなんでしょうか。よく分かったということであれば、結構はっきり分かったという感じですか。

2番さんは、双方の立場からのお話だったので、分かりやすかったということですが、双方の主張のどこが対立しているのか、結構分かった感じですか。

【2番】

対立点という意味では、私の記憶ですけれども、分かりやすかったかという点、疑問があります。それは、検察官とか弁護人の方が良いとか悪いとかいう意味ではなく、あくまでも事実があったかどうかで、最終的に量刑を決める際には、どこが対立したとかがあってということではないでしょうか。ただ、私の感想としては、検察官が客観的な事実と被害者の方からの物の見方を主に説明をされていましたし、弁護

人は、被告人の生い立ちですとか、今の家庭の環境ですとか、仕事の環境ですとか、そういったところからの情状酌量っていうんですかね、そういった部分からの訴えかけをしていたというところで、それぞれの立場からの内容については、分かりやすかったです。

【司会者】

ありがとうございました。

他の方々は、どうですか。

どうぞ、4番さん。

【4番】

私の担当した事件の被告人は、再犯ということでした。今回は、全てを認めて争わないというところからスタートしているとのことをお話をいただいていた。先に裁判官と検察官と弁護人が、私たちが集まる初公判の前に協議をして、証拠や争点を絞り込んで計画を立てましたというふうに言っていました。

【司会者】

公判前整理手続ですね。

【4番】

それを伺っていたので、とても分かりやすかったと思っています。

【司会者】

こちら側の方々は、冒頭陳述はどうですか。

【5番】

どう答えていいのか分からないんですけども、検察官の話もよく分かったし、弁護人の話もよく分かったんですけども、事件の内容が、殺人未遂ということで、強盗致傷とか、そういった事件と比べると、殺人未遂って大したことじゃないと捉えていたんです。

殺人罪は、怖いことだけれども、殺人未遂ってことは、人が死ななかつたんだなっていう、すごく単純な捉え方ですけど。大した事件じゃないって言い方は、語

弊があると思うんですけれども、殺人っていうと、すごく大変なことだと思うんですけれども、殺人未遂だったら、人が死ななかつたからいいんじゃないかっていう認識が自分の中にあったのが、ちょっと不思議な気がするんです。今、すごく簡単に人を殺したり、子供を殺害したりする事件が多い中で、人が死ななかつたことが一番よかったなっていうのが、率直な意見でした。「殺人未遂、ああ、よかった。」っていう感じでした。

たくさん血が流れているような怖い写真を見せられるのは嫌だっていう気持ちがあったのですが、実際に凶器を見せられた時は、ちょっとやっぱりドキッとしました。でも、それ以外に関しては、弁護人がちょっとおもしろい方で、記憶に残っているんですが、早口でやられちゃうと、ちょっと聞き取りにくいところも若干あったんですけれども、全体的には、分かりやすかったです。自分の中では、殺人が実際に行われなかつたということが、一番のポイントだったと思っています。

【司会者】

改善点が出てきましたね。

【5番】

ちょっとそれはあったかもしれないですね。

【司会者】

1番さん、どうぞ。

【1番】

僕の事件の担当は、女性の検察官でしたけれども、非常に法的な職務の姿にすごく感動したんです。男性であろうが女性であろうが、検察官っていうのは、その仕組みに応じた部分でやられるわけですが、こんなにすごいんだなというふうに思いました。証人尋問の時に、弁護人もそうなんですけれども、てきぱきとしていて、私、裁判の中で非常に圧倒されて、「こんなものもあるんだ。あんなものもあるんだ。」という感じで、素人にも分かりやすくやってくれました。すごいな、これが裁判なんだなと感じました。

【司会者】

ありがとうございます。

冒頭陳述では、こういうストーリーだということのほかに、こういう証拠を提示して立証していきますよという説明が、検察官からも弁護人からもあったかと思いますが、御記憶ありますか。こんな証拠が出るんだなということ、冒頭陳述を聞いて、証拠調べにつながることはできましたでしょうか。

【7番】

冒頭陳述では、検察側と弁護側に書類を見せていただいて、分かりやすく説明していただきました。私の担当した裁判では、どちらかといえば、弁護側の問題でしょうけれども、図にした方が分かりやすいだとかいった話が出ました。

【司会者】

検察官も弁護人も、読むもののほかに、パワーポイントみたいなものでまとめたものがあつた方が分かりやすいという話でしょうか。

【7番】

そうですね。図にした方が分かりやすいんじゃないかという話が皆さんから出ました。

【司会者】

他の方々、どうでしょうか。こんな証拠がこれから出てくると分かりましたか。

【4番】

指紋とかDNA鑑定の表とか、それから軍手の写真が出ました。お一人目の被害者に対する犯行時に、手で口を覆って塞いで指をかまれたということがあつて、次の犯行時には、軍手をはめて同じように手で口を覆ってしまったということがあつたので、軍手が凶器にならないのだろうかという話をいっぱいしました。

【司会者】

軍手が重要な証拠なんだなっていうことは、皆さんの中に入ってきましたか。

【4番】

そうですね。

【司会者】

他の方々は、どうですか。何かありましたら。

【6番】

さっき、パチンコ云々を言っちゃったんですけれども。

【司会者】

ほかにもあれば、どうぞ。

【6番】

別に対立した冒頭陳述ではなかったんですけれども、すごくそれが頭に残ったんで、お話ししちゃったんです。

検察官が、ビデオで一つ一つの事件を説明して、すごく分かりやすかったです。その事件に関わった人は、すごい恐怖だったと思うんですけれども、そのビデオで一つ一つを説明していただいて、すごい分かりやすかったです。

【司会者】

では、きっと罪がいっぱいあったんですね。それで、一つ一つ説明してもらって分かりやすかったですか。

【6番】

そう。一つ一つ説明して、それで、量刑を決めました。

【司会者】

それでは、時間の関係もありますので、先に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

冒頭陳述の後に、裁判官が「公判前整理手続の結果を報告します。」と言ったと思うんです。多分、印象薄いと思います。覚えておられますか。

もし、覚えておられた方は、「何でこんなことをするのかな。」とか、その内容について、「何言っているんだろう。分からない。」とか、何か感想がございました

たでしょうか。

そもそも、そんな手続があったということ自体、印象が薄いということですね。

【6番】

無我夢中で、一生懸命聞くだけでしたので、お話しなさったようなことが何かあったかなとは思うんですけども、覚えていません。

【司会者】

結構でございます。

5番さんは、覚えていないですか。

【5番】

申し訳ないです。

【司会者】

いいえ、とんでもございません。じゃ、よろしいです。

次は、証拠調べに入ったと思います。もう既に何点か皆さんの中から御発言が出ていますけれども、皆さん、いろんな御感想、御意見をお持ちだと思います。

まず、証拠書類は、内容は分かりやすかったですか、分かりにくかったですか。改善点は、ありますか。

【1番】

分かりやすかったです。

【司会者】

他の方々は、どうでしょうか。どなたでもどうぞ。

【7番】

証拠書類の内容は、パワーポイントを使って、すごく分かりやすかったです。でも、図解するのも、もうちょっと工夫してやってもらった方がもっと分かりやすくなっている意見も出ました。

【司会者】

例えば、どのような工夫をしてもらいたかったなという意見が出ましたか。

【7番】

そうですね。どっちがどっちというわけじゃないんですけども、検察側と弁護側と書類が2枚ありますね。どちらかというところ、こちらの方が見やすいなって、その程度ですけども、こちらの方もこのぐらいやっただけだと、両方とも分かりやすくなるというような感じですよ。

【司会者】

どうしたら見やすくなったんでしょうか。字が大きい方がいいとか、あるいは。

【7番】

図解ですね。なるべく図解してもらった方が、文章を羅列してもらうよりも一見して分かりやすいですし、頭の中で整理しやすいですよ。

【司会者】

ありがとうございました。

他の方々は、どうでしょうか。

どうぞ、2番さん。

【2番】

分かりやすかったんですが、今ちょっと思い出してみると、やはり検察官が作られたパワーポイントとかの資料は、約1年前ですけども、今でも結構印象に残っていて、絵とか写真が思い浮かぶんですけども、弁護人が提示された証拠書類とか、そういったものって、思い出しにくいんです。それは何でかなと思って、思い出していたんですけども、例えば、謝罪の手紙の実物を見ても、自分の手にとって見られるわけじゃなかったんで、実際できるかどうか分かりませんが、もし現物とかを提示いただく場合には、少しでも手元に、例えば書類であれば、さらっと見られるような工夫をしていただけると、もう少し書類の方もよかったなと思いました。

【司会者】

今の点は、手続上可能でございます。例えば、謝罪の手紙などは、原本を自分の手元にとって見たいという御要望ですね。

他の方々は、よろしければ、4番さん、書類としての証拠ですけれども、思い出していただいて、いかがですか。

【4番】

だんだん思い出してきました。弁護人の方が女性だったんですけれども、謝罪文を読み上げたんですが、ちょうど私たちの方に背中が向いてしまっていて、声がちょっと聞き取りにくいところがあったので、裁判長が「ちょっと聞き取りにくいので。」と言って注意を促したというのがありました。音の拾える角度があるかなと思うので、それを注意してやっていただけたらよかったのかもしれない。あと、検察官の証拠の方は、やはりパワーポイントとかを使って、とてもよく分かりました。

【司会者】

では、こちらのお二人、書類としての証拠について、何か御意見、御感想ありますか。

どうぞ、5番さん。

【5番】

私の方から言いますけれども、現場写真ということと、あと図面ですよ。それ自体はすごく分かりやすかったんです。けれども、建物の建て方がちょっと面白い造りの、古い家だったので、見にくい感じでした。家自体が見にくいのであって、間取りとか図面が見にくいってことじゃなかったんですけれども。そういった意味では、よく整理されて見やすかったとは思っているんです。弁護士さんと比べてしまふといけないのかもしれないんですけれども、検察官の方の説明と図面は割と分かりやすかったです。でも、弁護士さんのが見にくいんじゃないんです。分かりやすいんですけれども、何となくやっぱりちょっと違うんです。まして、私たちが担当した事件では、その建て付けの悪さが、私の中では一番引っかけた事件だったんです。戸を開け閉めするところに突っかい棒を置いたがために発生した事件に近かったので、私には、そこがどうしても最後まで残ったんです。ただ、もう半年た

つと、事件そのものというのは比較的抜けていきますよね。忘れられることによって、また違うのが入ってくるのかなという印象があるので、今、思い出してみると、そういう感じで、証拠の写真なり図面なりは、分かりやすく書かれていたと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

どうぞ、6番さん。

【6番】

私が携わった裁判では、よく分かりました。弁護人も、聞き取れないとかそういうことはなくて、はっきり分かりました。

【司会者】

7番さん、証拠の書類のところは、もう大丈夫ですか。

【7番】

書類としては、直接もらわなかった部分もあって、そのスクリーンに映し出される資料の方が重要なんだと思うんですけども、それがちょっと分かりづらかったような気がしました。

【司会者】

御記憶では、どこら辺が分かりづらかったでしょうか。

【7番】

図面、例えば、家の間取りだとか、3点ぐらいだったんです。手元の資料にない資料がスクリーンに3点ほど出るんですけども、「あれっ、あれっ。」って感じで思って、時間も少し短かったような感じがしますし、よく見て理解するには、時間がちょっと足りなかったかなという気がします。

あとは、その図自体もちょっと小さ過ぎたので、もう少し拡大していただければ、分かるかなというようなところもありました。

【司会者】

弁護人からも何か証拠は出ましたか。弁護人からの証拠はどうでしたか。何か御要望がありますか。改善点とか、ここはよかったとか。

【7番】

弁護人からの証拠って、多分ですけれども、覚えていないんですけれども、なかったような気がします。文章だけだと思います。

(休憩)

【司会者】

証拠の書類の方を伺いましたけれども、休み時間の間に思い出したこととかありますか。

【7番】

先ほど、弁護士さんのものはなかったと言っちゃったんですけれども、よく自分の審理のを見てみたら、あったのはありました。申し訳ないです。弁護人さんにも悪いなと思うんですよね。あったんですけれども、ちょっと分かりにくかったっていうことを言いたかったんです。すみません。

【司会者】

そうですか。分かりました。

では、証拠書類の方は、大丈夫ですか。

次に、証人とか被告人への質問があったと思うんですけれども、そこら辺は、どうでしたでしょうか。質問の内容や質問の趣旨は、分かりましたか。何でそのような質問をするのか分からなかったとか、あるいは、今から振り返ってみると、こんな質問は無駄だったんじゃないかとか、そんなようなことを感じておられることはありませんか。

はい、どうぞ、7番さん。

【7番】

私の担当した事件は、傷害致死だったんですけれども、なぜ被告人がそういう行動に至ったかということを視点にして、検察官も弁護人も裁判官も一貫して聞いて

おられました。それは、一貫していました。

【司会者】

それを聞いて。

【7番】

分かりやすかったかどうかですか。

【司会者】

はい。

【7番】

すごくいろいろな角度から、それぞれの角度から見られて、すごく分かりやすかったです。

【司会者】

では、「何でこんな質問するのか。」とか、「こんなこと聞いても無駄なのに。」とか、そういうものは、なかったということですか。

【7番】

それは、なかったです。

【司会者】

分かりました。ありがとうございました。

他の方々は、どうですか。

【1番】

質問内容は、適切だったので、よく分かりました。

【司会者】

そうですか。ありがとうございます。

2番さんは、どうでしょうか。

【2番】

感想なんですけれども、弁護人が同じような質問を何回か繰り返されていたかなという印象を受けました。あと、ここでしか述べられないと思うんですけれども、

反省文のようなものを見せていただいたんですが、その内容が、非常に幼稚といただきますか、稚拙といただきますか、そういった内容で、かえって悪い印象を受けたんです。弁護人として、そういったものを御提示いただく場合には、もう少し説明を加えていただくとか、御配慮いただけるといいのかなという感想を持ちました。

【司会者】

じゃ、また思い出したら、教えてください。

4番さんは、どうでしょうか。

【4番】

被告人の方が、証拠を提示されて、「そういう証拠があるから、自分がやったんでしょう。」というような感じで答えていたので、「何でその犯行を犯した時間にその場所へ行ったのか。」っていうような質問に対しては、答えていなかったんですね。確か答えていなかったと思うんですけども、みんなが聞きたいところになると、「記憶がない。」って言っていました。本人が、記憶がないって繰り返すばかりだったので、記憶がないけれども証拠があるんだからって言いながら、謝罪文を書くっていうのはどうなのかなっていう部分がありました。証拠として弁護人の方が出されたというのは、それなりの考えのもとに出されているんだろうと思うんですけども、その辺が余りよく分からなかったなというところがありました。

【司会者】

皆さんが聞きたいと思われるところに、質問がちゃんとされていましたでしょうか。被告人の答え方は、そうなんですけれども、質問者の方は。

【4番】

質問者としても、もうちょっと突っ込んで、ちゃんと自分がやったことに対して本当に反省しているとか後悔しているとかっていう言葉を引き出してもらえような聞き方をしてもらいたかったなというのは、ありました。

【司会者】

今のは、弁護人の被告人に対する質問ですね。

【4番】

そうですね。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、こちら側の方は、いかがでしょうか。

【5番】

被告人が答えるときに、もう本当にボソボソって感じの聞こえ方で、非常に聞き取りにくいんですね。検察官は、「なるべく前を向いてしゃべってください。」っておっしゃっていたんですけども、弁護人がもうちょっと工夫をしてくださると、もう少し聞き取りやすいのではないかなというのがありました。法廷が広いからなんですか。それとも、マイクの性能の問題なのかなって言うのがちょっと感じるんですけども、だから、反省している被告人の声が余りにも小さかったりすると、素直に受けとめられないのかなって思うんです。ですから、もう少しみんなに聞こえるようにして、はっきりしゃべっていただけたらよかったのかなって言うのが、一番大きかったんです。今でも思いますけれども、多分、その時は反省なさっているんだと思うけれども、実際に後から考えたら、あの人、本当に大丈夫かしらって、親心的な感じで思ったのも事実だったので、今でも頑張っって更生してほしいなとは思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

6番さんは、どうでしょうか。

【6番】

私が携わった裁判は、被告人も認めてそのとおりだということなので、聞き取れないとかそういうのは、全然なかったですね。それと、被告人が刑に服して出た時に、うちの会社に入れて面倒を見ますよって言う証人が出たんですけども、被告人が刑に服して出てきた時に、果たしてその会社があるのか。被告人が事件を起こ

した時にも、証人の方は助けられなかったんですね。だから、果たして出てきた時にこの会社があるのか、反対に、すごく成長して大きくなっているかもしれないし、それをふと後で思ったんです。そういうことに関しては、議論の対象にならないんですか。被告人が出てくる時まで成長していてくれればいいけれども、もしなかったときはどうなっちゃうんだらうと感じました。

【司会者】

気になられたってということですね。

【6番】

はい。だから、その証人がそういうふうに出た時は、自分が面倒を見るからって、証人に立ったことが、量刑を少なくするとか、関係あるんでしょうか。どうなるんでしょうかって思ったんです。

【司会者】

そうすると、その証人尋問をお聞きになって、その証人の将来も気になったということですね。

【6番】

そうですね。証人は、寮もちゃんと用意して、自分の会社に入ってもらって面倒を見ますという感じに言われていたんですけれども、「あら、でも、もしその会社がなくなっちゃったら、どうなっちゃうんだらう。」とか。そういうことって、この裁判において、考え過ぎなのかなって。

【司会者】

その情状証人の方の会社が将来どうなるかというのは、見通しの問題なので、どこまで6番さんを説得できる証拠が出てくるか、私も分かりませんが、そういったところも、それは、弁護人の証人ですね。

【6番】

ええ。

【司会者】

そうすると、そこら辺も気になるので、そこら辺について、何か証拠なり、説得的なものが出してもらえたらいいと思ったということですかね。

【6番】

はい、そうです。ただ、それが私も戻ってきた時に、そういうのをお話しできればいいのに、帰りの電車の中で思い浮かべたので。でも、向こうの人にしてみれば、「そんなの勝手でしょ。」って言われちゃうかも。もしかしたら、すごく発展して大きくなっているかもしれないし。

【司会者】

将来のことなので、確実にそこら辺を立証するっていうことは、なかなか難しいのかも分かりませんが、できる限りそういった面も証人に聞くなり、資料があるなりしてほしかったなど、こういうことでしょうか。

【6番】

そうですね。その方が、被告人も安心っていうのもおかしいですけども。そこで放っぼり出されても、その人のその後の人生どうなっちゃうのかなとか、すごい感じました。

【司会者】

ありがとうございました。

7番さん、どうでしょうか。

【7番】

今の6番さんのおっしゃった意見で、私もちょっとそうだなと思ったんですけども、刑に服して、その後、どうなったかなというのが気になると思うんです。それは、その後どうなったかというのを知ることは、できないんですね。知ることができれば、何か安心するっていうか、「ああ、よかったな。」って。6番さんの意見をお聞きしまして、そこまで裁判員として知ることができればいいなっていうふうに思いました。そこまでは、難しいのかもしれませんが。

【司会者】

7番さんの事件ですと、今後、被告人がどうなっていくんだろうというようなところの公判における立証というんですかね。被告人に問うたり、弁護人がされたんではないかと思うんですけれども、そこら辺の質問内容はどうでしたか。適切でしたか。それとも、もうちょっと踏み込んで聞いてほしかったなとか。

【7番】

論告、弁論のところですか。

【司会者】

被告人質問で、今後のこととか、弁護人が聞かれたんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の質問は、どうですか。ちょっと踏み込みが足りないなという感じでしたか。それとも、できる限りのことを聞いておられるという感じですか。

【7番】

私の参加させていただいた裁判においては、弁護人は、一生懸命弁護されていて、被告人はすごく心配してもらってフォローしてもらっていて、すごくいい印象でした。最後の弁論のところも、一生懸命弁護させていただいて、被告人が納得しているかどうかは分かりませんが、結構強く弁論をしていただいていたと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

今、弁論の話も出てきましたが、証拠の書類、あるいは、被告人や証人への質問内容について、もうちょっとここを話しておきたいということがある方は、いらっしゃいますか。

【2番】

私が担当したのは、強姦致傷とか強制わいせつ致傷6件の裁判だったんですけれども、こういった裁判の性質上やむを得ないと思うんですが、証人として立たれたのは、被告人のお父さん一人だけだったんです。いわゆる被害者側では、本人はともかくとして、関係者の方もどなたも証人に立たれなかったの、ある意味で一方

的な証人がお一人だけでした。事件の内容からやむを得ないと思いつつも、被害者側からの証人を交えての時間が全くなかったので、ちょっと無理かなとは思いつつも、感想として持ちました。

【司会者】

ありがとうございました。

ほかに、この点、補足したいという方いらっしゃいますか。

【7番】

裁判っていう言葉自体、結構固いイメージがあるんですけども、実際に経験させていただいて、裁判官の方とか検察官の方とか弁護士の方とかから、いろいろお話を聞く中で、すごく人間的っていうか、すごく温かい方だったんだなと思いつて、ほっとした感じでしたね。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、検察官と弁護人の論告、弁論、最終意見ですね。そこに入っていてもよろしいでしょうか。それぞれ何を主張されているのかが分かりやすく皆さんに伝わったのかとか、検察官と弁護人でどこの主張が対立しているのかとか、結局、検察官と弁護人はどういう理由でどういう処罰を求めてきているのかというようなことは、皆さんに伝わりましたでしょうか。そこら辺のことをお伺いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

1番さん、いかがでしょうか。そのようなところは、伝わりましたでしょうか。

【1番】

検察官又は弁護人の方のそれぞれの役目、また立場が、主張の対立を見せて、ちょっとこのところ違うんじゃないかなと感じたところはありませんけれども、よく聞いてみると、なるほどなど。そういう意味でも、さすがプロだなと思ったりしました。こんなことしか言えませんが、本当にこの事件に対しては、感激でしたね。そういうことでございます。

【司会者】

ありがとうございます。

2番さんは、いいですか、順番で。論告、弁論のところについてなんですが。

【2番】

ちょっと後にしていいですか。すみません。ちょっと考えさせてください。

【司会者】

分かりました。はい。

よろしければ、4番さん、どうぞ。

【4番】

検察官の論告で求刑、懲役12年というのを聞きました。この裁判の対象となる事件は、三つの事件だったんですけれども、本当に身勝手な性犯罪ですから、被害者のことを思うと、12年ってすごく短いんじゃないのっていうふうに思っていました。弁護人の話とか、こちらに戻ってきて裁判長、裁判官のお話を聞いていて、だんだん「それは、ああだったんですが。」っていうのをそこで知ることができたので、そういうことだったんだとは思っているんですけれども、一個人の感情としては、いくら提出されている謝罪文が申し訳ないと言っている、本当なのか分からないと思います。他人がそう思っているんだから、被害に遭われた方々、その方々の御家族や御兄弟や、そして、被告人の御両親や兄弟の方もいらっしゃるしっていうのを考えると、「もう二度としないでよ。」っていうのを目で見続けながら送っていたんです。

【司会者】

そうすると、それに賛同されるか賛同されないかは別として、主張の内容、何を判断してほしいと検察側、弁護人が言っているかということは。

【4番】

そういうことは、よく分かりました。

【司会者】

それは、分かりましたか。

【4番】

よく分かりましたけれども、やっぱり短いつて思いました。

【司会者】

承知しました。

【4番】

すみません。

【司会者】

いいえ、とんでもございません。

5番さん、どうでしょう。順番から言っただいただいています。その論告、弁論において、それに賛同されるか賛同されないかはともかく、何を検察官は主張し、何を弁護人が主張して、どこが対立しているのか、どういう処罰をそれぞれから求められて、どう判断したらいいのか、そこら辺は、伝わってきましたでしょうか。

【5番】

そうですね。多分、私たちの担当した裁判では、検察官の求刑が懲役5年ということだったんですけれども、実際に出た判決が、懲役3年と執行猶予でした。検察官の方の見る目と男性の見る目が同じというか、我々は、そういう目を見ていなかったのがあったのかなと思って。実際にその時のことを思い出したんで、ちょっとお話ししたんですけれども、弁護士さんがおっしゃっている求刑が3年で、検察官が5年。その差っていうのは、やっぱり見る目の違いっていうのが、あるんですね。

【司会者】

なぜ検察官が5年を求め、なぜ弁護人が3年を求めるか。双方がなぜそういうことを言っているんだろうというのは、伝わりましたか。それとも、伝わりにくくて、終わった後、何度も何度も考え直してみても、「ああ、あの主張はこうだったのか。」みたいなところもあるなって、そういうことですか。

【5番】

そうですね。ある程度時間がたつと、忘れることもあるんですけども、やっぱり被告人のことも心配だったので、余計に考えたとき、保護観察付きの判決なんですけれども、もうちょっとしっかり押さえてくれる人が見てあげた方がこの人のためにはなるんだろうなとか思いました。難しいですね

【司会者】

6番さんに順番どおりに行ってもよろしいですか。

【6番】

検察官の方が言われていることも、弁護人の言われていることも、はっきり分かりました。弁護人の方も被告人に対していろいろ考えて、カードローンの払過ぎの手続もしてあげたらしくて、とったものは全部お返ししているんです。そういう主張とか、検察官は検察官の主張で、それぞれ分かりました。

【司会者】

では、7番さん。

【7番】

私の方は、先ほども申し上げたとおり、検察官の方も弁護人の方も、それぞれの主張をするに当たって、いろいろ書類を作っていただきましたし、その内容も分かりやすかったです。

これは、私個人の話になるんですけども、私もちょっと法律を勉強したことがあって、私が携わったのは傷害致死なんですけれども、尊属殺、そこまで言っていないんですかね。

【司会者】

それは、大丈夫ですよ。ええ。

【7番】

尊属殺だったんです。要は、家族間の事件だったんですけども、私が勉強した当時は、尊属殺は、重い罰だったんですよ。ところが、今回、裁判に参加した時は、普通の殺人と変わらなくなっているっていうふうにおっしゃったのを聞いて、

自分の知識は余りにも古いなと思ったんです。やっぱり、常に勉強しておかなくちゃいけないなというふうに。法律って、やっぱり変わりますよね。年ごとに。そういうのをやっぱり勉強していかなくちゃいけない、勉強して行って、常に新しくしていかななくちゃいけないのかなというふうに感じました。それは、僕のことですけれども。

【司会者】

ありがとうございました。

2番さんは、どうでしょうか。

【2番】

一言で言うと、検察官も弁護人も、分かりやすかったと思います。例えば、検察官は、被害に遭われた方の事情、そういったところから説明をしていましたし、弁護人は、今回私のケースでは、強姦致傷とかあるんですけども、姦淫行為そのものは未遂で終わったっていうことがありまして、そういったところから実際には最後まで行ってないよという、未遂で終わっているんですけどもというところから。客観的な事実があっても、逆の方の見方から弁護するという立場で情状酌量に、お父さんがいるとか、年が若いとか、まだ更生の道が残っているとか、そういったところを主に主張されていたので、そういうところは、非常に分かりやすかったと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、おおむね論告と弁論は、その後の評議をする際に、御自身の判断の役に立ったなという感じをお持ちでいらっしゃるということで大丈夫ですか。役に立ったなという感じですか。

それでは、最終意見を聞いた後、評議ということになります。皆さん、量刑について評議をされたと思いますけれども、最後にこちらについて話をお聞かせいただきたいと思います。

本日は、罪を認めている事件の御担当の方にお集まりいただいておりますので、量刑を決めていただく評議が主だったのではないかと思いますけれども、量刑の判断の仕方というのは、分かりましたでしょうか。そこら辺をお聞かせいただけますか。

1番さんからよろしいでしょうか。量刑をどうやって判断していくのかなというところは、分かりましたか。

【1番】

評議の件ですね。

【司会者】

はい、そうです。

【1番】

評議室内で、裁判官、それから裁判員、そして補充裁判員、全員で事件に関するディスカッションをしまして、もう時間もたっぷり掛けまして、いろいろ話が出まして、そのことで感銘を受けました。その中で、本当にいい答えが出たなというふうに感じました。

【司会者】

ありがとうございました。

2番さん、いいですか。評議のところ。

【2番】

評議の基本的な考え方は分かりました。ただ、ちょっと一つ思うんですけれども、裁判員と裁判官がどういう仕組みで最終的に刑が決まったのかは、よく分かりませんでした。

【司会者】

どういう仕組み、評決の採り方ではなくてですか。

【2番】

評決の採り方だとか。

【司会者】

評決の採り方は、法律に決まっているのですけれども。

【2番】

最後に、こういうふうにして決まるんですよという説明を聞いた時に、納得しつつも、そういうことかという印象を受けたんです。要するに、どんなに裁判員が、例えば、重い方とか軽い方とかに決まっても、裁判官がそこに入って来て初めて達成するという、その仕組みを、その時、初めて知ったので、なるほどなという、うまく言えないんですけれども、やられたって言ったら変ですけれども、そういうことなのかっていうことを、ちょっと印象として受けました。

あとは、皆で議論を尽くして決めたということなんですけれども、それぞれに判断基準があると思いますので、尽くした上で納得してはいるんですけれども、人の一生に関わることでもありますし、うまく言えないんですけれども、非常に重かったなという印象です。はい。考え方は、大分できましたね。

【司会者】

4番さん、よろしいですか。評議のところなんですけれども。

【4番】

今おっしゃられたのと大体同じ意見ではあるんですけれども、基本的な考え方というのは、よく分かったんですけれども、複数の被害者が恐怖とかそういう気持ちになるので、その被害に遭われた方々の気持ちを思うと、やっぱり同じ女性として悔しいというか、そういう気持ちだけは、やっぱり残ってしまいました。

【司会者】

ありがとうございました。

5番さん、どうですか。評議のところなんですけれども。

【5番】

先ほど7番の方がおっしゃっていたように、尊属殺人という言葉が出たんですけれども、私が受けたのもやはり、一番最初、「尊属殺人って昔、罪が重かったはずですよ。」って、まず最初に裁判長にお聞きしたんですけれども、「今は、本当

に変わらないんですよね。」っていう感じですね。だから、率直な意見として、子供が親を殺しても、親が子供を殺しても、刑が変わらないというのが、まず一番最初の驚きだったんです。

最終的には、他の方たちといろいろな意見を交換した結果、懲役3年で執行猶予が付きました。申し上げていいかどうか分からないですけども、やっぱり裁判長がうまく流れを持って行って、そっちの量刑に収まるように、仕組んだとは決して言いません。みんなも、そうは言っていなかったんですけども、「そういう形でやっぱり流れていくんだね。」っていうことは、言っていました。みんなで話した時に。

ですから、理解っていうか、一番それが妥当な線なんだろうなっていう形で。その段階では、それで妥当だったんだろうという感じで、今は、受けています。

【司会者】

誘導したという積もりは、ないんですけども。

【5番】

そういったことではないんですけども、でもやっぱり何となく流れとしてそういうふうな形に全体的に持っていく、持っていくって言い方も、やっぱり誘導に近いのかな。決して誘導だとは、みんな思っていなかったんですけども、でも、やっぱりそっちに落ち着くねって形で。結局、それで皆さんも納得していたので、だから、結果オーライだったんだと思うんですけども。

【司会者】

それでは、6番さん、よろしいですか。

【6番】

私が携わった裁判では、みんないろいろ意見を言い合って、それと、今までの事例でこういうのが大体このぐらいついていうのを聞いたりして、決まりました。裁判長の話とか、そういうあれはなくて、普通にスムーズに決まりました。

ただ、個人的な感想として、この方、7年だったんですね。繰り返し繰り返し起

こした人が、7年でちゃんと反省して外へ出てきて、その後の人生、一生懸命生きていくのかなと思ったり。あと、この方、本当にもう年だけれども、社会に出てから、ちゃんと仕事があってやっていけるのかなとか、何かすごいそういうのを思いました。

【司会者】

では、7番さん、最後になってしまいましたけれども、いかがでしょうか。

【7番】

評議の時に、裁判長の方から何か一覧表が載っている紙を渡されまして、例えば、私の担当したものでいうと、傷害致死の場合は何年から何年までが適用になるって書いてあるんです。その間で決めるっていうのを聞きました。今回の場合は、情状酌量の余地が十分あるということで、もちろん検察官の方の意見を聞いて、弁護人の方の意見も聞いて、最終的に裁判長の方がお話をして、みんなで話し合ったんですけれども、やっぱりこの場合は、ちょっと被告人の方が余りにもかわいそうな感じを受けたんですね。そういった、基となる表を参考にしました。

【司会者】

量刑についての表みたいなものですかね。

【7番】

はい。プリントみたいなものを頂きました。

【司会者】

その量刑みたいな表というのは、よく分かりましたか。

【7番】

分かりました。私は、それを初めて見たんですね。それを見て、分かりやすいなと思いましたね。判断するのにすごく参考になるなと思いました。

【司会者】

この量刑の評議のところで、更に何か言っておきたいな、こういう話をしたいなというようなところがありましたら、おっしゃっていただければと思うんですけれ

ども、いかがでしょうか。

大体よさそうですか。

それでは、最初に申しあげましたように、検察官と弁護人の方からも、何か御質問があれば、していただく時間を設けたいと思いますけれども、いかがですか。

【辻検察官】

検察官の辻でございます。今日は、この機会に同席させていただいて、ありがとうございました。

伺いたいのは、1点だけです。事件を立証する上では、その事件で一体何が起きたのか、被告人が何をしたかということと、被告人がなぜそれをしたのかということと、被害者がどんな目に遭ったのかということが大きく分けて言えるかなと私なりに整理しています。今の3点については、御自身が体験した裁判では、それぞれ理解できたでしょうか、それとも、ここの部分は理解できなかったというところがあったでしょうかという点を御質問したいと思います。

【司会者】

皆さんに伺ってみましょうか。1番さんからよろしいですか。

【1番】

理解できました。

【司会者】

ありがとうございます。

いかがですか。

【2番】

理解できました。

【司会者】

いかがでしょうか。

【4番】

被告人は、記憶がないと言っていたので、なぜその犯罪をそこでしてしまったの

かっていう部分については、その本人の気持ちというのは、分からないってところでは。

あと、他のところは、よく分かりました。

【司会者】

いかがでしょうか。

【5番】

理解できました。

【司会者】

よろしいですか。

【5番】

はい。

【司会者】

どうですか。

【6番】

私も、理解できたつもりです。

【7番】

私も理解できました。検察官の方のおっしゃる論点とかそういったことをいろいろお聞きして、そういうことになるのかって、自分の勉強にもなりました。

【辻検察官】

ありがとうございました。

【司会者】

よろしいですか。

弁護士さんの方から、皆さんに御質問はありますか。

【畑江弁護士】

弁護士の畑江と申します。よろしくお願ひします。今日は、貴重な御意見ありがとうございました。大変参考になりました。

弁護人の方から1点だけ質問がございまして、先ほど来、6番さんの方ですとか5番さんの方の被告人の反省について、かえって逆効果なことがあったと伺ったんですが、皆さんは、被告人が、この人は、本当に反省しているのかなとか、反省しないんじゃないかと、そういう印象を受けて最終的に判断すると思うんですが、その判断要素、重要な判断要素ってどのようなものがありましたでしょうか。何をもって、反省しているのかなとか、反省していないなとかいう印象を受けるに至ったか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

皆さんに一言ずつ頂きたいです。

【司会者】

という御要望ですので、1番さんから。

【1番】

特にはありません。

【司会者】

じゃ、2番さん。

【2番】

私は、まず反省に関して言えば、被告人の御本人の決意っていうんですかね。強い決心とか決意、そういったものを文章とか説明の中から聞き取れるかどうかっていうのが判断材料です。それから、もう一つは、今回ちょっと言っていたかもしれないんですけども、最初に事件を起こしたエリアが非常に狭いエリアでしたので、もうそこには行かないとか、その近くには住まない、他のところに引っ越すっていうお話があったんですけども、人は自由に移動できるっていうことで、そういった弁護人の方からの説明が客観的に納得できるものかどうか、そういったところを判断材料にしています。

【4番】

やはり質問の時に、記憶がないと言って、その時にやにやして言っていたので。にやけている場合じゃなくて、きちんと、その時間帯にどうしてそういう気持ちで

行ったのか、軍手を用意して行ったのかっていうことをきちんと説明すれば、本当に申し訳なかったというふうにつながっていくんじゃないかなと思います。

【司会者】

じゃ、5番さん、どうでしょうか。

【5番】

私の場合は、被告人の力強さですね。言わされて言っているんじゃない、本当にその人が反省しているという感じに見えるかです。

【司会者】

では、6番さん、どうでしょうか。

【6番】

反省していたら、何回も犯罪を繰り返さないと思うんですよね。それと、その被告人の真剣さっていうんですか、一生懸命これから生きていく、人生やっていくっていう、そういうのが伝わらないと。一応は裁判なんで「反省しています。」って言っても、本当に心から反省しているのかなっていうのがちょっと疑問になります。

【司会者】

では、7番さん。

【7番】

私の裁判の場合は、尊属殺人だったので、同情する部分が結構あったんです。裁判の間中、私も注意して見ていたんですけども、公判の時とか、そういう時じゃなくて、ちょっと何気なく座っている時、弁護士さんとか検察官さんが話している時に、どういう態度をとっているのかなとか、どういう表情をしているのかなとか、そういうところをちょっと見ていたんですけども。

あとは、価値判断っていうのは、これは人それぞれ違いますね。反省のその価値判断っていうのは。難しいところですね、これは。弁護士さんも、この人は、確かに反省しているのかなっていうのをまず考えられると思うんです。私は、素人ですけども、その判断する基準というのがあんまりないので、なかなか分からない

んですけれども、その人の今までの人生とか、そういったものを見て、この人の場合かわいそうだなって思えるのか、そういった私の個人の価値判断で決めました。

あとは、裁判官さんのアドバイスで決めました。

【1番】

すみません。よろしいですか。

【司会者】

どうぞ。はい。

【1番】

加害者の話じゃないんですけれども、加害者は、確かに観念して、もう服役する覚悟で観念していました。私たちの同僚の裁判員の方が、被告人と同年代の人だったんです。その方が、もう泣きじゃくっているんですよ、評議の中で。というのは、同じ年代の方が裁判される姿を見て、同じ年代でこんなに違うのかって。私は、逆にその人のことを、この人大丈夫なのかなって思いました。要するに、もう沈黙になったんですよね。加害者の方は、観念していましたし、逆に裁判する側の同じ年代の人が、その人以上にもう泣きじゃくるというんですかね。そんなことがありましたんで、逆にそっちの方の時に、もうじいんと来ていましたね。そういうふうなことがあって、我々も、そういうふうなのを直面し、逆に教えられるものもあるっていうことを感じられました。

以上です。ちょっと話がないかもしれませんが。

【司会者】

そんなことはありません。どうもありがとうございました。

【1番】

いえいえ。

【司会者】

弁護士さん、よろしいですかね、皆さん。

記者さんの方から、御要望の質問があるというふうに承っています。

【朝日新聞記者】

1点だけ、今回のお話合いの中では、基本的に裁判の手続が分かりやすかったですかということが主軸だったと思うんですけども、裁判員制度は、国民の市民感覚を司法に取り入れようということだと思うので、裁判員として経験をされる中で、一般的な感覚からして何かおかしいんじゃないかとか、もっとこうしたらいいのにか、そういったことでお気づきの点があれば、教えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

【司会者】

全員の方にお聞きするんですか。

【朝日新聞記者】

ある方だけでよろしいです。何もなければいいで、問題ないです。

【司会者】

ということのようなんですけれども、どなたか。

【7番】

さっきもちょっと言いましたけれども、裁判すること自体は、それは重要なことなんですけれども、今回参加して思いましたのは、裁判した後、その人が更生して行って、結果どうなったかというところまでやっぱり見守ってあげるべきじゃないかと思ったんです。その辺を知る機関とか、組織とか、そういう国の組織でもいいんですけれども、そういったものがあれば、もっと更生も進むのではないかと思います。

【朝日新聞記者】

ありがとうございます。

【司会者】

ありがとうございました。

他に御意見のある方、せっかくですから。

どうぞ。

【2番】

私、ちょっと幾つかあるんですが、一つは、できないことがいろいろあると思うんですけども、その中でできることは変えていただけるといいなと思っていてですね。具体的に何かって言うと、例えば、公判中にいろいろ自分でメモをとっているんですけども、それは、その裁判の間だけ使えるもので、全て書類とか資料が手元に残らない。こういった意見交換会の際にも、その時に自分がどんなことを感じたのかとか、何を重要な部分として記録に残したのかというものが手元に残っていないので、本当に曖昧な記憶でしか話ができないっていうところもあります。なかなか難しいとは思いますが、少しでも自分の手元に残しておきたいと思うものの、持ち帰りができないということについて、少し御配慮いただけたらと思います。

あとは、これも、なかなか難しいところなんですけれども、そういう評議の内容とか、そういった一番大事な部分がブラックボックスになっているところがあると思うんですね。確かに、公判の中で公にされたことについては、意見とか感想を述べられるけれども、評議の中で起きたことは、一切、守秘義務ということで、表に出すことができないという。でも、本当に知りたいのは、やっぱり評議の中で、どんなことが起きたかっていうことだと思えますよ。ですから、誰がどんなことを言ったかというのは、やっぱりマスクングする必要があるにしても、多少は、そういったところも公にしていくことが、裁判員裁判の制度を今後、より定着させたり、肯定的な見方を持つ人が増えていくきっかけになるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

【司会者】

ありがとうございました。

他にありますか。どうぞ。

【4番】

ちょっと横道にそれてしまうかもしれませんが、自分自身としては、やは

り夜遅い時間に一人で歩くのはいけないということを改めて痛感したことと、戸締まりですね。オートロックだから安心だということではないということをお勉強しました。あと、話合いの中で、街灯のオレンジ色が、犯罪を抑止する効果があるということで、今、研究がされていることも聞きました。都内では、大分そういうオレンジ色の街灯が増えているように思うんですけども、ちょっと薄暗い感じはするんですが、そういうのがもっともっとこの辺にもいっぱい出てきてくれたらいいのではないかなって、つくづくそれを感じました。

それが、ちょっと今回のことで勉強になった点です。

【司会者】

ありがとうございました。

せっかくですので、はい。

【5番】

私が携わった裁判は、裁判員制度の中で年齢の幅がちょっとかなり広くて、それがすごく面白かったっていうか、一番上が多分私だろうと思っていたら、私より上の方がいらして、若い方もいたんですね。今こうやって見回していても、やっぱり結構皆さん、年齢高いですよ、私を含めて。だから、逆に、ああいう若い人たちの意見がもっと出て、もっとそういった裁判に参加をすることによって、今の若い人たちの白けた世代みたいなのが、もうちょっといろんな方に向けてくれるような、そういう制度に裁判員制度を持っていけたら、もっとよくなるのではないかなと思ったのが、一つですね。

あとは、やっぱり自分の勉強になったっていうことが、一番だったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

せっかくですので、どうぞ。

【6番】

私も、裁判員裁判に携わらせていただいて、勉強になりました。それで、自分と

しては、もっと若ければ、罪を犯した人のその後のこととか、あと、罪を犯す前に自分たちが何かしてあげられなかったかとか、この裁判を通して、何かボランティアっていうのか、そういう仕事にもっと若ければ就きたいなと思いました。

【司会者】

何か補足することはありますか。よろしいですか。

【7番】

裁判員裁判に参加させていただいて思ったんですけども、これからは、もっと多くの人に裁判員裁判に参加していただいて、裁判の実体だとか、そういったものをより多く経験していただいて、そういった体験をより多くの人たちに実感していただきたいなと思って、どんどん参加して行っていただけたらなと思います。

それと、あと、若い人に特に、もっと現実の厳しい社会っていうか、そういったものをどんどん学んでいってもらって、犯罪の抑止だとか、そういったことにもつなげて行っていただければなと思います。

【司会者】

皆さん、お話しになりましたので、よろしければ。

【1番】

僕の事件の場合は、ちょうどいい具合に20代、30代、40代、50代、60代、70代というふうに、各年代の裁判員がそろっていたんです。ですから、さっき言ったように、いろんなディスカッションの中でもその年代に沿った発言がすごかったんですよ。だから、私、感銘を受けて、皆さんと違って幸せだったなというような感じです。

よく裁判員になれば大変だねっていう情報もいっぱい流れまして、その中にはうそ八百もいろんなことありますが、とにかく素人だからこそ、体験すれば、「なるほど、そうか、そういうものなのか。」というふうにやっぱり分かりますよね。そういうふうな体験をするには、やっぱり裁判員、あるいは補充裁判員っていうのは、生意気なことを言いますが、自分を知る道しるべの人生劇場をつづれるなど

いうふうに感じています。

【司会者】

どうもありがとうございました。

時間をちょっと超過してしまいまして、すみませんでした。これで終了にさせていただきますたいと思いますが、大丈夫ですか。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、忌憚のない御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項

1 趣旨

今回は、量刑が争点となった事案を担当された方々から率直なご意見をいただき、今後の裁判員裁判に活かして参りたいと考えています。

2 はじめに

裁判員・補充裁判員を務められた全体的な感想を一言ずつお聞かせ下さい。

3 審理

法廷の審理は、次のような順番で行われました。それぞれの手続は、被告人の刑を決める上で、わかりやすかったですか。検察官，弁護人，裁判官において改善すべき点はありますか。

●冒頭陳述など

検察官や弁護人の「冒頭陳述」により、裁判の争点や主張の対立点は、わかりましたか。次に行われた裁判官による「公判前整理手続の結果」の報告は、いかがでしたか。

●証拠調べ

証拠書類の内容はわかりやすかったですか。被告人や証人への質問内容や質問時間は適切でしたか。

●論告・弁論

検察官や弁護人の主張は、わかりやすかったですか。主張の対立点はわかりましたか。ご自身の判断に役立ちましたか。

4 評議

量刑の基本的な考え方は理解できましたか。

5 終わりに

これから裁判員・補充裁判員になられる方へのメッセージをお願いします。